日 調 連 発 第 7 号
平成２８年４月６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」の一部改正について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別添

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第２６３号
平成２８年３月２４日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公　印　省　略）

「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成２８年法務省令第１２号）の施行に伴い，平成１７年１２月６日付け法務省民二第２７６０号当職通達「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」の一部を下記のとおり改正し，本年４月１日から実施することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

１　通達第２の７から９まで関係

第２の７から９までを次のように改める。

７から９まで　削除

２　通達第２の１１関係

第２の１１を次のように改める。

１１　削除

３　通達第２の１２関係

第２の１２中「筆界特定事務日記帳等に記録した書面」を「筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳に記録した書面」に，「筆界特定事務日記帳等に記録した年月日」を「これらの日記帳に記録した年月日」に改める。

不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて（平成１７年１２月６日付け法務省民二第２７６０号民事局長通達）の一部改正　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
第２　筆界特定手続に関する帳簿等 ７から９まで　削除	第２　筆界特定手続に関する帳簿等 （法務局又は地方法務局に備える帳簿） ７　法務局又は地方法務局には，次に掲げる帳簿を備えるものとする。 (1) 筆界特定受付等記録簿 (2) 筆界特定事務日記帳 （登記所に備える帳簿） ８　登記所には，規則１８条第１３号の筆界特定書つづり込み帳のほか，次に掲げる帳簿を備えるものとする。 (1) 筆界特定関係簿 (2) 筆界特定関係事務日記帳 （保存期間） ９　次の各号に掲げる帳簿の保存期間は，当該各号に定めるとおりとする。 (1) 筆界特定受付等記録簿　受付の年の翌年から３０年間 (2) 筆界特定関係簿　受付の年の翌年から３０年間 (3) 筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳　作成の年の翌年から３年間

１１　削除	（筆界特定事務日記帳等） １１　筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳（以下「筆界特定事務日記帳等」という。）には，筆界特定受付等記録簿，筆界特定関係簿その他の帳簿に記録しない書類の発送及び受領に関する事項を記録するものとする。
（日記番号等の記載） １２　筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳に記録した書面には，これらの日記帳に記録した年月日及び日記番号を記録するものとする。	（日記番号等の記載） １２　筆界特定事務日記帳等に記録した書面には，筆界特定事務日記帳等に記録した年月日及び日記番号を記録するものとする。